	和4千段 公人首册小(4万次足刀)					決定区分(根拠規定)条例7条														
月整理番号	請 求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示		非存在	否応答 拒	1 号 -	2 号	3 4号号	1 :	./ 3 5 (号 号) 7 F F	7 号 +	8号	9 号	非開示理由等	Ŧ	所管局部課等
1	R4. 3. 30	R4. 4. 4	駒事 高・エック公園東屋ほか新築エック公園東屋ほか新築エック公園東屋ほか新築エックの国東をでで理様新築エ事・工事を開からままで、「本事・工事を開からままで、「本事を開からままます。」では、「本事を関して、「大学を関する。」では、「大学を関する。「大学を関する。」では、「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。」では、「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。」では、「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。」では、「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。」では、「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。」では、「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。」では、「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。」では、「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。」では、「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。」では、「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を関する。「大学を与うないまする。」では、「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。」では、「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。」は、「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。「大学を与うないまする。」は、「は、「大学を与うないまする。」は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は	*	1															建設局東部公園緑地事務所工事課
2	R4. 4. 1	R4. 4. 5	令和 4 年度 隅田川特別清掃実施予定表	1	1															建設局 第五建設事務所 管理課
3	R4. 3. 28	R4. 4. 6	海老取川防潮堤耐震補強工事 (その207-2) のうち 第二回設計変更における 設計書類一式	*	1															建設局 河川部 改修課
4	R4. 4. 1	R4. 4. 6	令和 4 年度 隅田川特別清掃実施予定表 (六建)	1	1															建設局 第六建設事務所 管理課
5	R4. 3. 24	R4. 4. 7	3建道管路第1095号「都道王子金町市川線の区域決定について(北区王子ー丁目から江戸川区江戸川一丁目まで)」	4	1															建設局 道路管理部路政課
6	R4. 3. 24	R4. 4. 7	令和四年第一回定例会提出予定案件 資料 6 事件案 建設局	7	1															建設局 総務部 総務課
7	R4. 3. 24	R4. 4. 7	北十間川護岸整備工事 (その34) 契約変更後の 設計書類一式	*	1															建設局 江東治水事務所 内部河川工事課

月						決	定区分			(枯	视規	定))条	:例	7条	·		
整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開东在	否応答拒	1 2 号	<u>2</u> 킂 -	3 4 号 号	5号	6号	7号	8号号	9 号 号	9 非開示理由等	所管局部課等
8	R4. 3. 31	R4. 4. 8	道路災害防除工事に伴う現況測量 (3西の9) ・委託設計書 ・委託金額書 ・委託総括書 ・種別内訳書 ・代価明細表 ・特記仕様書	*	1													建設局 西多摩建設事務所 補修課
9	R4. 4. 6	R4. 4. 12	旧江戸川(江戸川四丁目地区)築堤に 伴う準備工事の単価算出根拠資料	*	1													建設局 河川部 改修課
10	R4. 4. 4	R4. 4. 13	春日橋陸橋長寿命化工事(その2) 上記工事の第2回設計変更に係る 設計書一式	*	1													建設局 第二建設事務所 補修課
11	R4. 3. 31	R4. 4. 13	奥多摩周遊道路用地測量 (3奥の2) の金額入り内訳設計書一式 (特記仕様 書合む)	*	1													建設局 西多摩建設事務所 奥多摩出張所
12	R4. 4. 4	R4. 4. 14	主要地方道町田調布線 町田市真光寺字一丁目地内 現況重ね図、買収線証明、計画線証明、座標(個人情報を除く)	30	1													建設局 南多摩東部建設事務所 工事課
13	R4. 4. 5	R4. 4. 15	関戸橋詳細設計(その2)報告書 (個人情報、印影及び個人情報が記載 した議事録等を除く)	*	1													建設局 北多摩南部建設事務所 工事第一課
14	R4. 4. 8	R4. 4. 15	土砂災害防止に関する基礎調査(急傾斜地の崩壊) (急傾斜地の崩壊区域調書) 201041-K013 (個人情報を除く)	*	1													建設局 南多摩西部建設事務所 工事課

月	17千及 公人自闭小(千万次足力)				決	定区	₹分			(根拠	規定	<u>E)</u>	条例	7 弇	Z K				
整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号 另	7 8 号 号	} !	9 号	非開示理由等	所管局部課等
15	R4. 4. 11	R4. 4. 18	・東京都都市計画道路事業現況図 (区部) (令和3年3月31日現在) ・東京都都市計画道路事業現況図 (多摩地域) (令和3年3月31日現在)	*	1															建設局 道路建設部計画課
16	R4. 3. 15	R4. 4. 19	都道府県・政令市・市町村対策個所リスト(道路管理者としての対策リスト) (様式皿)	*		1							1	1	1			O and off that the first it. The	・該当施設名 ・通学路との重複 ・通学路における緊急合同点検に該当(第2類型) 公にすることにより犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (第7条第5号及び第7条第6号) ・対策予定(R2.1末時点)欄、対策完了予定(R3.3末時点)令和3年度中の欄、対策完了予定(R3.3末時点)令和4年度中の欄、対策完育予定(R3.3末時点)令和6年度中の欄、対策の容が変更となる理由の欄、対策の完了年度が遅れる理由の欄、対策の完了年度が遅れる理由の欄、別策の完了年度が遅れる理由の欄の方案の表示で重要となる理由の欄の方式をの表示でであり、関係行政により策が未了のものが設議に関いる事項であり、関係行政とにより未を呼いなどは協の移動経路との検討との検討との検討と関係といて、都にの間に不必要な信測と呼ばられては、地元からの要望における、移動経路の緊急対策はに関いを対策に関いて、があるため、公にする必要なにより未を呼いなどはの移動経路と対策について、都長の間に不必要な信測も定定により都の事業の遂行に支障を来すおそれがあるため。 (第7条第6号)・概ねの対策費(百万円)のうち対策が未了のもの今後行う対策について、適切な入札競争が見込まれなくなるため。	建設局 道路管理部 安全施設課
17	R4. 4. 12	R4. 4. 19	平成25年度 湯殿川整備工事(その 38)のしゅん工図 一式 (個人情報を除く)	*	1															建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
18	R4. 4. 14	R4. 4. 19	令和3年度 厩橋緊急補修工事 (橋台上固定沓補修) 設計書類一式	101	1															建設局 第六建設事務所 補修課
19	R4. 2. 24	R4. 4. 19	都市計画練馬城址公園公開事業に関する施行協定書第9条、「原則として競争に付す方法」が適切に履行されたことを示す資料					1										될	当該公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため。	建設局 公園緑地部計画課

月	ロュース 公人自防小(ュバルル)				決.	定区分			(木	艮拠規	見定	Ē) :	条例	列フ	'条				
:整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開示	一部開示	非存存在	否応答拒	1号	2 号	3 4号号	4 号 ·	5 号·	6 号	7 号	8号	9 号	- 非開示理由等	所管局部課等
20	R4. 2. 24	R4. 4. 19	令和3年7月16日付 実施計画案	*		1				1								(第7条第2号) 「氏名」「電話番号」欄の部分は、特定の個人を識別すること のできる情報であるため。	建設局 公園緑地部計画課
21	R4. 2. 24	R4. 4. 20	令和3年12月10日付 土地使用貸借契約書	*		1						1						(第7条第4号) 印影については、偽造されることにより、犯罪に使用されるお それがあるため。	建設局 公園緑地部 公園課
22	R4. 4. 8	R4. 4. 20	【下流橋下部工事 (3南東-関戸橋の8)】 代価明細表単価の根拠	*	1														建設局 道路建設部 道路橋梁課
23	R4. 4. 8	R4. 4. 20	【等々力大橋(仮称)下部工事(その2)】 代価明細表単価算出根拠	*	1														建設局 道路建設部 道路橋梁課
24	R4. 4. 6	R4. 4. 20	樹木リスト及び図面	*	1														建設局 公園緑地部計画課
25	R4. 4. 18	R4. 4. 22	隅田川(千住大川端地区)築堤に伴う 準備工事(その2) 高圧噴射処理工 硬化材(標準、水上輸送)の単価根拠	*	1														建設局 江東治水事務所 高潮工事課
26	R4. 4. 13	R4. 4. 25	管理用通路通行承諾覚書	2	1														建設局 南多摩西部建設事務所 用地課
27	R4. 4. 18	R4. 4. 25	上平井水門耐震対策補強工事に伴う取付堤防耐震補強工事契約番号:03-00509 第6号代価明細表【硬化剤(低強度、海上輸送)】の単価算出根拠。	*	1														建設局 河川部 改修課
28	R4. 4. 20	R4. 4. 25	志茂立体(仮称) (3) 擁壁築造工事 のうち ・東京都技術事績評価型総合評価(試 行)公表事項	*	1														建設局 道路建設部 道路橋梁課

月	H T T/X					決.	定区分			(相	見拠規	定)	条	例	7条			
整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非界存在	否応答拒	1 2 号号	2 -	3 4 号 号	5 号	6 号	7 号	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課等
29	R4. 4. 20	R4. 4. 25	道路災害防除工事に伴う地質調査 (3西の7) 道路災害防除工事に伴う地質調査 (3西の8) ・委託設計書 ・委託金額書 ・委託金額書 ・種別内訳書 ・代価明細表 ・特記仕様書	*	1													建設局 西多摩建設事務所 補修課
30	R4. 3. 25	R4. 4. 26	①上野恩賜公園 防犯カメラ設置状況 ②代々木公園 防犯カメラ設置状況 ③非の頭恩賜公園 防犯カメラ設置状況 ④葛西臨海公園 防犯カメラ設置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				1				1						(第7条第4号) 防犯カメラの設置場所及び防犯カメラの死角が明らかになり、 犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 公園緑地部公園課
31	R4. 4. 12	R4. 4. 26	樹木リスト及び図面	*	1													建設局 公園緑地部計画課
32	R4. 3. 11	R4. 4. 26	「人件費積算内訳書(ただし、〇〇が 平成27年度に提出した「都立夢の島公 園・夢の島熱帯植物館事業計画書」に 添付されたもの)」	1		1					1						(第7条第3号) ・「人件費積算内訳書」のうち人数、単価、金額に係る部分。 事業計画書作成の際に当該事業者が創意工夫の上、独自に構築したものであり、開示すると当該事業者の事業活動に著しく支障をきたすため。	建設局 公園緑地部管理課
33	R4. 4. 18	R4. 4. 27	小平都市計画道路3・2・8号府中所 沢線に関わる ・令和4年度予算骨格幹線道路の個所 別調書 ・令和4年度予算骨格幹線道路の調査 費調書 ・令和4年度予算無電柱化の調査費調書	3	1													建設局 総務部 企画計理課

-	r · · · ~				_	- · · ·					_				_		
月整理番号	請 求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	決一部開示	不	否応答拒	1 号·	2	製拠規 3 4 号 号	5	6	列フ条 7 8 号 号		非開示理由等	所管局部課等
34	R4. 4. 22		中川護岸耐震補強工事(その50) 以下の算出根拠資料 ・深層混合処理機の損料単価 ・セメントスラリープラントの損料単 価 ・発動発電機125KVAの損料単価 ・発動発電機40KVAの損料単価 ・ウィンチの損料単価 ・ヴョウトポンプの損料単価	*	1	<i>x</i>		担									建設局 河川部 改修課

表の見方

- <決定区分>
- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>
- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
- <公文書の枚数>
- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。